

# 杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成要綱

令和6年12月25日

杉並第47233号

## (目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の人材確保及び定着を図るため、介護支援専門員等の資格取得及び資格維持に必要な法定研修の受講料を負担した者に対し、その費用の一部又は全額を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象研修)

第2条 この要綱により杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる研修は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護支援専門員等の資格取得及び資格維持に必要な別表第1に掲げる法定研修であって、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象職員」という。）が受講し、修了した研修とする。

- (1) 別表第2に定める杉並区内の対象事業所等（以下「対象事業所等」という。）で、現に介護支援専門員の資格を活用した業務（居宅サービス計画書及び施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務及び介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業（平成20年厚生労働省告示第31号）2に示すケアプラン点検業務をいう。以下同じ。）に従事している又は従事する見込みのある者。（厚生労働省が定める「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種及び常勤又は非常勤並びに専従又は兼務については問わない。）
- (2) 助成金の申請時点において、対象事業所等を運営する法人に直接雇用されている者。ただし、対象事業所等の役員にあつてはこの限りではない。

## (助成対象者等)

第3条 この要綱による助成の対象は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象事業所等を運営する法人であつて、前条に規定する研修の受講料の全額を負担しており、介護支援専門員法定研修受講料補助金（令和6年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱（令和6年6月6日福祉高介第9号）第2条に規定する補助金をいう。以下「都補助金」という。）の交付決定を受けている者
- (2) 前条に規定する研修の受講料を自己で負担している者
- (3) その他、区長が特に必要と認める者

## (助成基準額、助成率及び助成金額の算定方法等)

第4条 助成基準額、助成率及び助成金額の算定方法等は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県又は研修実施団体が実施する研修を受講した場合は、別表第1及び別表第3のとおりとする。ただし東京都以外が実施する研修に参加した場合の助成基準額は、当該道府県又は当該研修実施団体が定める受講料に置き換えて算定する。
- (2) 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

- (1) 介護支援専門員証の写し
- (2) 研修の払込受領書の写し又はこれに類するもの
- (3) 研修の修了証明書の写し又はこれに類するもの
- (4) 雇用契約の分かる書類
- (5) 区以外からの助成を受けている場合は、これらの団体の交付決定通知、助成を受けている証明書又はこれに類するもの
- (6) 都補助金を申請している場合は、東京都への交付申請時に提出した、介護支援専門員法定研修受講料補助金対象職員一覧（交付申請）別記様式第1号別紙の写し
- (7) 法人が申請する場合にあっては、研修の受講料の全額が受講者本人へ支払われたことが確認できる書類の写し
- (8) 個人で申請する場合にあっては、誓約書（第2号様式）
- (9) その他区長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 電子申請方式 申請者が電子申請により申請書及び前項に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を区長宛てに提出する方法
- (2) 郵送申請方式 申請者が申請書等を郵送により区長宛てに提出する方法
- (3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を区長が指定する窓口に提出する方法

3 前項に定める申請書等の提出方法について、必要な事項は別に定める。

4 助成金の申請期限は、研修修了日から1年以内とする。

(助成金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは申請内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知し、助成金を交付する。

2 区長は、申請内容を審査し、適当でないとき認めるときは、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(社会福祉法人の交付申請等)

第7条 前2条の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和57年杉並区条例第4号)及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和57年杉並区規則第25号)の例によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、同条同項の規定により通知された場合において、当該通知に係る助成金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知受領後10日以内に申請の取下げをすることができるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、第6条第1項の規定により交付決定の通知を受けた助成決定者が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に不備(助成金の額に係るものに限る。)があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、杉並区介護支援専門員法定研修受講料助成金交付決定取消通知書(第5号様式)により、助成決定者に対し通知する。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 区長は、第9条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成決定者に対してその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

2 区長は、助成決定者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成決定者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

い。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第12条 前条項第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 第11条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

(補則)

第15条 この助成金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による助成は、令和6年4月1日以降に受講を開始した研修について対象とする。

別表第1 法定研修及び助成基準額（第2条関係、第4条関係）

法定研修	介護保険法等根拠法令	助成基準額
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅰ・56時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修（専門研修課程Ⅱ・32時間）	介護保険法第69条の8第2項ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修（88時間）	介護保険法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修（前期・56時間）	介護保険法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修（後期・32時間）	介護保険法第69条の8第2項	23,800円

主任介護支援専門員更新研修（46時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項 第2号	38,000円
主任介護支援専門員研修（70時間）	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項 第1号	52,600円

別表第2 助成の対象となる介護保険施設及び事業所等（第2条関係、第3条関係）

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	（介護予防）特定施設入居者生活介護
7	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
12	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として区長が認める事業者等

別表第3 助成基準額、助成率、及び助成金額等の算定方法（第4条関係）

1 助成対象法定 研修	2 助成基準額	3 助成率	4 他機関か らの補助額	5 事業者の 負担額	6 助成金額の算定 方法
介護支援専門員現 任研修（専門研修 課程Ⅰ・56時間）	法定研修の種類 ごとに別表第1 に定めた助成基 準額のうち、対 象職員が受講し た研修の費用の 合計額	1/2	助成の対象と なる研修につ いて、都補助 金、雇用保険法 に基づく教育 訓練給付金若 しくは研修実 施団体又は道	研修受講料の うち、事業所が 負担した額	（1）第2欄に定 める助成基準額と第 5欄に定める事業者 の負担額が同額の場合、第2欄に定める 助成基準額から第4 欄に定める他機関か らの補助額を控除し
介護支援専門員現 任研修（専門研修 課程Ⅱ・32時間）					
介護支援専門員更 新研修（88時間）					

介護支援専門員更新研修（前期・56時間）			府県による補助金の交付を受けている場合はその交付額の合計額		た額と、第2欄に定める助成基準額に第3欄の助成率を乗じた額を比較し、いずれか低い額 (2) 第2欄に定める助成基準額と第5欄に定める事業者の負担額が異なる場合、第2欄に定める助成基準額から第5欄に定める事業者の負担額を控除した額と、第2欄に定める助成基準額から第4欄に定める他機関からの補助額を控除した額を比較して少ない額。ただし、第2欄の助成基準額に第3欄の助成率を乗じた額の範囲内とする。
介護支援専門員更新研修（後期・32時間）					
主任介護支援専門員更新研修（46時間）					
主任介護支援専門員研修（70時間）		1 / 1			